

函館市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 3 号

函館市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

函館市生活保護法施行細則（平成 1 2 年函館市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「別記第 3 0 号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第 1 5 条中「別記第 3 1 号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第 1 6 条中「において、就労自立給付金を支給することと決定したときは別記第 3 2 号様式の通知書により、就労自立給付金を支給しないことと決定したときは別記第 3 3 号様式の」を「は、支給の可否を決定し、市長が別に定める」に改める。

第 2 0 条第 1 号中「別記第 3 4 号様式」を「別記第 3 0 号様式」に改め、同条第 2 号中「別記第 3 5 号様式」を「別記第 3 1 号様式」に改める。

別記第 3 0 号様式から別記第 3 3 号様式までを削り、別記第 3 4 号様式を別記第 3 0 号様式とし、別記第 3 5 号様式を別記第 3 1 号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 3 0 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の函館市生活保護法施行細則の相当規定により提出された申請書とみなす。